

石井町公共工事に係る最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石井町が発注する公共工事について、極端な低入札による受注を防止するため、石井町財務規則（昭和42年規則第2号）第108条の規定による最低制限価格を設定するに当たり、その算定方法について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 石井町が入札に付する工事を対象とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格（税抜）の算出は、次の式による。

$$\lceil (\text{平均入札額} \times 1 + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.82 \rceil$$

ただし、平均入札額は予定価格の制限の範囲内で無効でない入札書で算出する。また、入札価格が予定価格の80%未満の額であるときは、その入札価格は予定価格の80%の額として算出する。

2 最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格の80%の額及び平均入札額を算出する場合においても同様とする。（最低制限価格（税抜）の算出に用いる平均入札額、入札価格及び予定価格は税抜とする。）

3 入札公告又は指名通知において特記する案件については、別に定める算定方法とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札とする。

(公表時期)

第5条 開札時において即時計算し、公表する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

【最低制限価格算出例】

予定価格（税抜）10,000,000円

	入札金額（税抜）	平均入札額算出時の額	結果
A社	9,800,000	9,800,000	
B社	9,700,000	9,700,000	
C社	8,800,000	8,800,000	
D社	8,100,000	8,100,000	
E社	7,900,000(※)	8,000,000(みなし)	落札 (7,900,000 ≥ 7,853,000)
F社	7,800,000(※)	8,000,000(みなし)	失格 (7,800,000 < 7,853,000)
	合計	52,400,000	

※印は予定価格の80%未満なので、8,000,000円（=予定価格×80%）とみなして

平均入札額を計算

$$\text{平均入札額} = 52,400,000 \div 6 \approx 8,733,000 \text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格（税抜）} &= (8,733,000 + 10,000,000 \times 2) \div 3 \times 0.82 \\ &\approx 7,853,000 \text{円} \end{aligned}$$

F社は最低制限価格を下回っているため失格